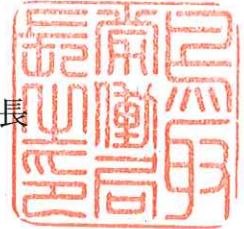


鳥労発基 0303 第 9 号
令和 7 年 3 月 3 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 25 号）が令和 7 年 2 月 19 日に告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用されることとなったところです。

今般、その改正の内容等について、別添のとおり令和 7 年 2 月 19 日付け基発 0219 第 5 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



基 発 0219 第 5 号
令和 7 年 2 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 25 号）が令和 7 年 2 月 19 日に告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その改正の内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要等

1 改正の趣旨

がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 4 年厚生労働省告示第 371 号）において、則第 12 条の 5 第 1 項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 38 条の 4 に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和 3 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたものと定められている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 35 号）により、リスクアセスメント対象物の範囲が、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと改正されることから、本告示により、がん原性物質の範囲について、「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分されたものに変更を行ったものであること。

2 適用期日

令和 9 年 4 月 1 日

3 その他

本告示適用後のがん原性物質の一覧は、厚生労働省ホームページで令和 7 年 3 月を目途に公表する予定であること。